

## 令和5年度介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書の提出期限

※令和4年度とは提出期限が異なる場合がありますのでご注意ください。

サービス種類	内容	提出期限
【訪問系サービス】 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護	前年度 (R4. 4～R5. 2) の実績で特定事業所加算を算定する場合	令和5年3月31日(金) ※郵送の場合、消印有効
	直近3ヶ月 (R5. 1～R5. 3) 実績で特定事業所加算を算定する場合	令和5年4月15日(土) 消印有効 ※持参の場合は、4月14日(金)17時30分
	新たに特定事業所加算を算定する場合	令和4年4月及び5月から算定の事業所の相談受付は終了しています。
	特定事業所加算を算定しない場合	提出不要
療養介護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) 自立生活援助 共同生活援助 就労定着支援 就労移行支援 就労継続支援 (A型・B型)	全事業所	令和5年4月15日(土) 消印有効 ※持参の場合は、4月14日(金)17時30分
特定相談支援事業所 一般相談支援事業所 (地域移行・地域定着)	○地域移行支援サービス費 (I)・(II) を算定する場合【新規・変更・継続のいずれでも】 ○令和5年4月1日・令和5年5月1日から新たに「相談支援機能強化型体制区分」・加算を算定する場合、「相談支援機能強化型体制区分」・加算に変更がある場合	令和5年4月15日(土) 消印有効 ※持参の場合は、4月14日(金)17時30分
	加算の区分・加算の内容に変更がない場合	提出不要
	加算を算定しない場合	提出不要

- ・障害児相談支援事業所の届出書については 子ども青少年局 子育て支援部 子ども福祉課 子ども発達支援係 (TEL:052-972-3187) へご提出ください。
- ・消印のつかない郵送(料金後納郵便・メール便等)を利用される場合、期限までに発送したことがわかる証明書類を事業所で保管してください。
- ・封筒の宛先の最後に「介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書在中」と赤字で明記してください。